

第一章 イラン体制維持派と改革派の経済面での相克

大西 圓

2000年春の第6次国会総選挙により改革派は国会の多数派になった。しかし、立法全体を見渡すと立法の第1段階に限られている改革派の勢力は手足のないダルマのような状態である。選挙当時、テヘラン区で最高の得票を得たレザー・ハタミ氏は票の裏付けがありながら体制維持派との交渉力が弱く、当時の輝きは失われている。代わって再び力を得ているのがデッドロックを調整するプラグマ主義者達である。革命憲法の両端にいる保守と改革派はプラグマティストの下でようやく妥協が成立する関係にある。

本稿では2000年以来国会を支配する改革と保守的立場を代表すると見られる護憲評議会、プラグマティズムで活路を見出そうとする体制利益判別評議会や石油省の関係、さらには聖職者政治の限界を以下の4つの課題をとおして検証してみる。

1. 護憲評議会の権限縮小問題

護憲評議会は憲法第96条によって設置され、聖職者6名、一般法学者6名で構成される。主な役割は大統領選挙、国会選挙、国民投票などの監督の権能、および、国会批准法案の審査権能で、憲法規定の中核を占めている¹⁾。

2000年2月の第6次国会総選挙での改革派の大勝利を受けて護憲評議会はその年の4月、同総選挙第2ラウンドでのさらなる改革派の勝利に備えて、権力中枢を守る先手を打った。すなわち、最高指導者、ハメネイ師の直属機関に対する査察権を議会から剥奪する法案を承認したのである。議会は体制維持派が予期したとおり改革派化したが、その後も護憲評議会は保守政治の防波堤的役割を果たしている。

護憲評議会の権限縮小は、デッドロックに乗り上げた改革派が突破口として目を付けているところである。すなわち、改革派が優位に立っているのは3権のうち立法の、しかも限られた範囲に過ぎない。行政権は大統領府にあるが、これも一部しか掌握していないし、立法の第2プロセス以降は護憲評議会や国家安全保障評議会が権限を持っており、これらはいずれも体制維持派の牙城になっている。

外国投資法案の扱いでも議会と護憲評議会との間で合憲がどうかでボールを投げ合っ、ことがスムーズに進まない状況が何年も続いた。2002年に入って行われたゴレスタン州国会補欠選挙でも合否の確定を巡る改革派と護憲評議会との対立が話題になった。

権限を縮小する方法としては護憲評議会のメンバー構成を改革派に有利にする、あるいは

は、護憲評議会自体の権能を制限するなどが考えられる。しかし、こうした改変は憲法規定（第96条）や政治権力の中枢に直接係わることであり、当然、護憲評議会の審査対象になるというのが同評議会の主張である。こうして、改革派はジレンマに陥るのである。

2. エネルギー関連国営企業を巡る石油省と国会の対立

議会は石油省とエネルギー省との合併法案の概論部分を承認している。今後、法案全体の承認を得れば第3次5カ年計画完了前に両省を合併し、エネルギー高等評議会を設置する。これは2000年度の工業省と鉱山金属省が合併してできた工業鉱山省、および農業省と建設聖戦省の合併による農業聖戦省の成立に続くものである。石油省は合併後の旧石油省の権限をいかに保持するかに関心を示している。石油省が独自に海外に展開してきた傘下企業への影響力保持の問題がそのひとつである。議会は石油省が、本国の監督が行き届かない海外で独自の活動をしないよう歯止めをかける方向で石油省と対立してきた。

その象徴的な事件が「ペトロパルス社²」の海外登記問題である。

ペトロパルスはもともと、ペルシャ湾にあるガス田、サウスパルスのフェーズ が資金難で暗礁に乗り上げた時に、ザンギャネ石油相の支持の下、経済高等評議会の承認を受けて設立されたオフショア企業である。当時経済高等評議会から特段の支持を受けなかった後にザンギャネ石油相が弁明に努めざるをえなかったのだが、石油省は国会の承認を経ることなく、これを民間企業と見なした。筆頭株主は石油省の石油産業退職基金となっているものの、経営陣は政府関係者が多く、実質的に国営と判断されうるリスクをしょってしまった。この石油省肝いりの企業が民間企業として国の監督を離れて海外で石油省の別働隊として動いているのではないかという嫌疑が国会からかけられたのである。国会の疑念は革命憲法の規定に源がある。憲法では外資がエネルギー部門の生産でシェアを握ることを禁じている。外資が融資を行いイラン側の管理下で生産を行い、利益の中から投資コストを回収していくバイバック制度の定着については実利派や改革派は合法の範囲としているが保守的勢力は違法性が強いと見てきた。ペトロパルスがスキャンダルに発展したのは2001年夏、ENIがダルコヴィン油田開発契約（9億2,000万ドル）を行ったあとで、アヤトラー・アフマド・ジャンナティー師がイランの石油収入が外銀勘定に流出していることを指摘したときである。裁判所はペトロパルスの調査に入った。この事件の顛末は同年11月にペトロパルス役員会と経済大蔵省が合意して、同社は海外活動を停止して、資産をイラン国内に戻すことになったのである。また、余波を受けて各省管轄の海外法人も100社以上が同様な措置をとられることとなった。しかし、ザンギャネ石油相が召喚されて石油

省や傘下企業の無認可取引の説明を求められたほか、元会長の改革派ベフザッド・ナバヴィー氏は賄賂容疑、会長職を同氏から引き継いだアクバル・トルカン氏は詐欺容疑で裁判にかけている。この事件を契機に国や議会は会計帳簿の透明化と資金の流れを管理下に置く方向で動いている。ハタミ大統領に近い穏健派はペトロバルス事件の穏健な解決を目指している。経済大蔵省は海外企業のイラン登記は自由化に逆行するという側面から捕らえるのではなく、イランでの国際取引を活発化し、国内銀行にも資金が回ることを期待している。しかし、事実として、例えばザンギャネ石油相は改革派であり、召喚した司法は紛れもなく保守派の牙城なのである。

<石油省は自由化でどう生き延びるか>

国家独占経済部門の自由化については電力、石油化学、金融、茶専売などで取り組みが行われている。しかし、目下の焦点は石油省である。議会や保守派は石油省にねらいを定めて石油省の力を殺ごうとしている。石油省の問題はその活動が議会や保守派のコントロールを離れて一人歩きしているかのような印象が強まっている点である。石油省とエネルギー省の合併は行政の効率化を図ると同時に石油省の一人歩きに歯止めをかけるねらいがあるだろう。外国投資法案を巡る議会と石油省の攻防もこの枠内にある。保守派は石油開発巡って権力が石油相に集中するのを警戒している。

石油省は改革方針に合わせ石油省の強化を図ってきた。特に、海外への事業開放にはかなり熱心とされる。具体策として出てきているのは省のトップクラスに技官を抜擢する、系列会社の民営化を進める、外資との提携を推進するなどである。

しかし、石油省のこの構想はうまくいっているとは言えない。官僚組織の弊害や経営の失敗が響き、開発資本の不足が足を引っ張っている。保守派は成果のない石油省の活動が事態をより悪くしているとの批判を展開している。

外国投資法案で議会と石油省の間で利害が対立しているのは、率直に言って「バイバック」契約のあり方である。外資とのバイバック契約はそのプロジェクト自体が議会で予算化されるところから始まって、その後経済高等評議会、行政計画庁などの検討、承認を経て契約にたどり着き、その後のプロジェクト執行には行政計画庁が予算計画に照らして監督していく。しかし、こうしたバイバック契約が最終的に議会で承認を得る必要がある点を石油省がどう受け入れていくかである。

5カ年計画全体をカバーする外貨収入として全体で540億から560億ドルが計画されているが、石油・ガス部門で必要な額は310億ドル程度である。予算総額の56%を石油・ガス事

業だけに当てるのは不可能で、不足資金は外資依存のほかはない。石油省は石油・ガス部門の権益重視から、石油部門の独占廃止や民間参入に抵抗していて、これが議会との対立を呼んでいる。

3. 新投資法案の論点とその審議

(1) 新投資法案作成の背景

革命後のイランでは外国への利権供与を避ける意味で、基本的に「外国投資法」なる概念は政治体制上、不要であった。しかし、1989年以降のハメネイ＝ラフサンジャニ体制下で経済の開放政策が始まり、外国利権排除の建前と外資導入のはざまに曖昧模範な状態が続いてきた。90年代に入って石油や製造業で外国投資の例が散見されるようになったが、1955年の制定時から革命後も生き残っている「外国投資誘致保護法」を便宜的に運用するようになった。しかし、王制時代からのこの法律内容は、革命政府の保守的立場からすれば、イラン政府の基本的な立場や政策に矛盾するものであった。一方、経済重視派は主に雇用政策と経済開発政策の立場から外資の導入に法的根拠を与えたいと考えている。保守的な勢力の側にとっても、そうした経済再生政策自体は革命体制を維持する重要な基盤だった。これが、新投資法案の成立過程を複雑にした背景である。

イランの新投資法の審議は原案が2000年8月24日に国会の第1読会で承認された時に始まる。新法のねらいは国内生産、輸出、観光振興に外資を導入することでイラン経済の石油産業への過度の依存を軽減することにあつた。そのため、バイバックやBOTなど新手法の融資手段を正式に導入している。

2001年5月16日の第2読会で承認され国会を通過した新投資法は6月になって護憲評議会がこれを拒否、この国会案は見直しを迫られた。承認却下はこの法律の複数条文が、外国政府がイランの領土的独立をおびやかす、外国投資家がイラン経済を支配し、侵略することを恐れたためだった。その法的具体論は、本法案が憲法に違反していること、イスラムの原則に沿っていないことを根拠にしていた。

この却下により護憲評議会（GC）と国会との間に合同委員会が設置された。目的は相違点を解消して双方に受け入れられる法案に改善することだった。こうして国会が手直しして批准したのが2001年11月4日の新法案だったが、12月3日、護憲評議会は再度これを却下した。当初、11月案は双方の妥協案であり、受け入れ可能とみなされていたが、蓋を開けると、護憲評議会の判断は厳しいものだった。この状況の変化を引き起こしたのが先のゴレスタン州の補欠選挙だった。選挙結果の認定で国会の多数派勢力である改革派の候補

者は多くが護憲評議会の審査で落ちた。これがあって国会は護憲評議会の権能制限を制限する動きに出た。これが、護憲評議会の権能は憲法で保障されており、同評議会としては憲法をさらに保守的に解釈するようになった。

11月案への護憲評議会の異論はイスラムの原則、国家の安全保障、公共の利益、イラン投資への差別性などを問題にした。国会は護憲評議会の修正要求を受け入れ難かった³。また、保守派と改革派との確執も妥協を妨げてきた。この法案は、その後、体制利益判別評議会（EC）の仲裁に回り、仲裁裁定が続けられてきた。

法案はその後、5月25日に関係3者協議が開催され、最終的に論点すべてについて裁定を行った。法案は今後出される政府公告により効力が発生することになっている。（Jame-e Jam 2002年5月26日付け）

また、6月10日にはイラン外務省がこの新法のブリーフィングを行い、新法の施行内容について説明があり、外資にそれほど不利な法律とはならない感触を与えた。

（2）護憲評議会の指摘条項

11月案は全文25条から成り、護憲評議会が受け入れを拒否したのはその第1条、第2条、第3条、第6条、第10条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第20条で、合計20項目に反対意見が出た。

各条の条文は次のようになっている。

第1条

（途中省略）

「外国投資家」の定義：本法律第6条に言う投資許可を得た外国国籍の自然人ないし法人。

（省略）

「外資」の定義：資本ないし資金的クレジットとして外国投資家により非政府部門に供与され、イランに持ち込まれる様々な特定、非特定のタイプの資本。

「外国投資」の定義：投資許可証の発行に基づき、既存ないし新規設立企業における外国資本を利用すること。

第2条

（途中省略）

(A項) 外国直接投資は国内の非政府部門に運営を許された工業、農業、鉱業、建設およびサービス分野とする。

(途中省略)

(注記1) B項(プロジェクトファイナンス、BOT、バイバックなどによる投資を規定)に言う各種の融資方法の枠内での投資は、同一のプロジェクトを通してのみ元本や利益が還元されるような方法を意味し、政府や銀行の安全保障に関わる部分を含まないこととする。

(注記4) 1931年7月7日承認の外国市民による不動産所有に関する法律、およびその修正条項は適用を継続する。

第3条

各経済分野での外国投資の上限設定や、外国投資禁止分野の決定を含む、当該法律に従った外国投資の条件や基準の設定は、高等評議会の推薦に基づいて閣僚会議により決定されるものとする。

第6条

外国投資に関してなされる申請書類の内容を検めるため、第5条で言うように、「外国投資委員会」と呼称される委員会が設立され、経済大蔵省次官がその組織の長として議長となる。当該委員会の委員は外務次官、行政計画庁副長官、中央銀行副総裁、場合に応じてその他管轄機関の次席で構成する。投資許可証は申請に基づいて、当該委員会の承認と、経済大蔵大臣による確認と署名により発行される。

第10条

外国投資の全体または一部の所有権の国内投資家への移転、もしくは、当該委員会の承認と、経済大蔵大臣の確認を経ていれば、その他の投資家への移転が可能である。

第13条

イラン国内にある外国投資の元本および金利、もしくは元本の一部は諸種の義務、法的支払いの精算の履行、当該委員会の承認、経済大蔵大臣の確認を済ませた上で、3ヶ月の予告を置いた上で移転できる。

第14条

外国投資から獲得した利益は当該委員会の承認と経済大蔵大臣の確認を得た上で税金および法的委託金を控除して外国に移転できる。

第15条

資金的便宜の元本部分の返済とそれから生じる経費、特許権、ノウハウ、技術・エンジニアリング、トレードネーム、商標マネジメント、および外国投資の枠内にあるその他の類似契約で生じる返済は当該委員会の規定と経済大蔵大臣の確認に基づき海外に移転できる。

第16条

第13条、第14条、第15条に言う移転のための外貨獲得は次の方法により許可することができる。

- A) イランの銀行ネットワークから外国為替を購入する。
- B) 投資プロジェクトを通じた商品輸出によって獲得された外貨、もしくは、そのようなプロジェクトに関わる役務専門家により獲得された外貨を使用する。
- C) 本条を遂行するにあたり閣僚会議が承認するリストに従い認可される貨物や商品を輸出する。

第16条（注記2）

本法律第2条（B）項の投資に関して、もし、新たな法律ないし政府決定が投資計画の活動に影響を与えて当該資金契約の遂行が遅延もしくは停止するようになった場合、政府は、この新法律ないし規則が有効である限りにおいて、当該便宜によって義務が生じる分割払いを引き受けることとする。

第18条

外国投資家とイラン政府との間に当該法律で言う投資に関して論争や疑義が発生し、交渉によって解決ができないときは、外国投資家の属する政府との間で結ばれた双務的な投資協定に基づく法律の枠内で別途、特段の方法での解決が合意されていない限り、（イラン）国内の裁判所で審理することとする。

第20条

本法律の規定が変更された場合は、当該法律に基づいて投資する外国投資家は、新たな規定がより適正な条件を備えない限り、(それまでどおりの)保護を享受できる。

(3) 護憲評議会の反対意見

第1条

「法人」の語句には外国政府、国営企業、さらには国際組織なども入る可能性があり、国家の安全保障を阻害する。また、外国人の不動産所有の禁止が謳われていないことから、このような定義は国家の統一と独立を阻害する。

もうひとつの「自然人」の定義にも、外国政府、そして外国政府のスパイやエージェントかもしれない人物を含みうる。本定義が当該人物を排除していない以上、「法人」定義での反対意見は「自然人」にも通じる。

それゆえ、上記2件はイスラム原則に反する。

「外資」の定義について、本条には外国支配と加害に対してイランの経済と国内産業を保護する何らの規制もない。それゆえ、外国支配や公益への侵害の可能性がある。これはイスラムの原則に反し、憲法第40条⁴に違反するものとして拒絶される。

「外国投資」について、この定義は、テヘラン株式市場で取引されるイラン企業全体を外国政府、彼らの代理人、またはその他の人物が獲得するかもしれないシナリオに対して何らの規制も備えていない。そのため本規定は外国支配を引き起こし、国会の自給政策に反する。

外国人の不動産所有の禁止が本条でははっきり規定されていない。

第2条

(A項)について、この字句は意味する範囲が広すぎ、特定化されていないために、公正な経済と自給原則と公共の利益を阻害して国家経済に対する外国支配を引き起こしうる。

外国投資家に帰属する株式に規制がなく、時と場合によっては、当該投資による外国投資家のシェアがイラン経済の支配を生じ、国民の損害、公益の侵害、独占、あるいは経済や独立に関わる問題を引き起こす。このことは憲法第40条に対する違反である。

(注記1) B項(プロジェクトファイナンス、BOT、バイバックなどによる当投

資を規定)について、プロジェクトファイナンスは一種のローンであり、利子の支払いは不当利益を禁じるイスラム原則に反している。

同項について当該規定の最後の部分は単に政府レベルの安全保障にとどまっている。国営企業によってなされる保証行為に禁止事項がない。これはそのような保証を許すものであり、公共部門の債務を増大させる。これは憲法第75条⁵の違反である。

(注記4) 1931年7月7日承認の外国市民による不動産所有に関する法律、およびその修正条項について、関係法令は明確であるべし。場合に限らず、外国人の不動産所有はできないように本条は修正すべきだ。

第3条

各経済分野での外国投資の上限設定や、外国投資禁止分野の決定を含む、当該法律に従った外国投資の条件や基準の設定について、外国投資への基準設定は法的権能である。それゆえ、当該任務を閣僚会議に委ねるのは不相当であり、憲法第85条⁶に違反する。

第6条

当該「外国投資委員会」は第3条に関わる問題が解消された場合に限り法的に機能しうる。

第10条

第10条で言う投資所有権の移転条件に関する規定は、文章の構造的問題がある。訂正後にGCIは答申する。同様に、その他の投資家について最初の投資家と同様な条件を付けるべきである。

第13条、第14条、第15条

当該3カ条では、第2条での反対意見と同様に、イランの経済と国内産業を外国の支配と危害から守るような規制がない。それゆえ、外国支配と公益侵害の可能性があり、これはイスラム原則に反し、憲法第40条に違反するものとして拒否される。

第16条

本条に規定する、第13条、第14条、第15条に言う移転のための外貨獲得方法は(C)

項において商品の品質に対する言及がない。これにより、イラン国民に損害が及んだり公益が侵害される結果、経済や独立が崩壊する懸念がある。これが憲法第40条に違反する。

(注記2) に関して政府は政府もしくは法的定めによって生じたどのような遅延にも返済の義務を負うことになる。これは公共債務を増加させることになり、憲法第75条に反する。

同上注記2のこの規定は外国投資家を利するのみであり、イラン人投資家に対して差別的で、不適當である。

第18条

当該法律で言う投資に関して論争や疑義が発生した場合の処理に関するこの条項は不明瞭であり、明確にされたのちにその効力について答申する。

第20条

本法律の規定が変更された場合の外国投資家保護の享受規定について、このような利益は外国投資家だけに賦与されることになっており、イラン人投資家に対して不適切で差別的であって、かつ憲法第71条⁷に従っていない。

(4) GCの拒否理由の要旨

以上の個別理由はアティーエ・アソシエーツによるものだが、要するにGCによる拒否の要旨は国会の11月案を18ケースにつき憲法とイスラム原則の違反として指摘している。また、国会が外国人の不動産所有に含みをもたせたままの内容ではイランの国家と国民に対し損害を及ぼすとの政治的主張も行われた。さらに、外国投資からのローン導入方法についても国会経済に対する外国支配だとした。

(5) 国会の反論要旨

法案の評価にあたっては、国益は大事だが、雇用、資金不足、資材や機器の調達といった経済問題を重視すべきである。人口増加は将来の失業増大を効用すべきだ。

(6) 体制利益判別評議会の裁定結果

2002年1月22日に国会で修正が承認された第1条から第4条までの仲裁裁定案：

第1条について

投資資金は交換可能な現金あるいは同等の資産とする。

第2条について

政府は投資家に独占的な利権を与えてはならない。

第3条について

外国投資は民間投資許可分野への直接投資、ないし協力案件またはバイバック契約による国内企業への投資の形をとらなければならない。

第4条について

外国投資は民間とみなし、国会の承認を要件とする。

以下はその後、5月に合意した内容である。

第2条(A)項における外資の受け入れ上限について：

民間受け入れが可能な各経済セクターへの直接投資受け入れ上限を25%に設定するが、そのうち政府が特定するサブセクターには35%まで可能とするというものである。

(AFP 2002年5月18日付、同日付IRNA)

他の論点についても次のようになった。

第6条(注記2)における新法ができた場合の損害賠償について：

もし国の法律が資金取引の完全履行を妨げる場合には、政府は外国投資家の蒙った損害に対し支払いをする。損害の査定は分割返済の残金を上限とする。

その他変更点については8月には明らかにされるはずだが、全体的に保守的姿勢が修正に反映されたと見るべきだろう。

(7) 評 価

体制利益判別評議会は憲法により国会の立法に対する護憲擁護評議会の評定に不服の場合の仲裁裁定をする権能を持っている。この体制利益判別評議会の議長は元大統領のラフサンジャニ師である。11月案に対する裁定が保守的な結論に傾くのではないかという前評判があったが、その一方で、ラフサンジャニ流のいわゆる実利派(プラグマチック派)が、

外資導入による経済利益をそのまま見逃す訳はないといった見方もあった。ただ、11月案がある程度妥協できる素地があったことは事実だが、その弱点として条文の多くが曖昧で、具体性に乏しい点が多々あった。それが、外国支配を嫌う体制派の反対が強硬だった理由である。最終的に妥協に至った点はいずれも外資導入に関わる優遇や規制の限界を具体的に明らかにすることであった。結果は、護憲評議会のような厳密な解釈はとらず、曖昧さを十分に排除したとは言えないまでも、国の経済発展と国家の安全保障を天秤にかけた妥協点には達したとみなされるところではないか。憲法その他の上位の法令との整合性の問題は残るものの、保守的な主張にはこれまで踏襲されてきたように下位法規による規制で現実対応していく可能性が大である。全体としてこれまでの「外国投資誘致保護法」に較べて外国投資家にとって具体的規制内容を盛り込んではあるが、投資法が憲法と基本的なところで馴染まないとする内外からの不信に答えて、憲法との整合性がある程度検討された結果であって、より現実的と言うことができよう。

6月11日のイラン外務省による説明会では「外国投資家」に外国政府機関を含めること、第2条(A)の外資シェア上限の設定については、投資比率ではなくて、マーケットシェアによる規制であること、個々の案件における投資での外資比率は100%外資もありうることを明らかにしている。また、マーケットシェア規制もイランから海外に輸出をおこなう(ただし原油部門を除く)外資系企業には適用しない方針という。ここにもプラグマティックな判断が貫かれている。

4. アヤトッラー・ターヘリーが革命政権の統治の現状を象徴

現地紙によれば、この7月10日に、イスファハンの金曜礼拝指導者辞任を書簡の形で発表したアヤトッラー・サイエド・ジャラーレディーン・ターヘリーはその中で興味深い発言をしている。

いわく:

長い間、私は国民と率直に議論するよう意図してきた。現状がこうであるからといって公民の心情をくじこうとしたわけではない。しかし、真実に対して私の目をそむけることは決してできないのだ。

過去23年間、多くの人々が政治的資金的利益を得るために自らの力を悪用してきた一方で、国民はこの間を耐えてきたのである。これが、被抑圧者に我々が約束してきたことか？

あちこちにある欠陥とか、偏見、貧困は一体どうしたことだろうか？もう何回、公衆に同じ弁舌を繰り返し、集会や会合を持つことになるのだろうか？

個人の権利を脅しや暴力により、また、自己の集団の利益を追求し、クリシェな声明をしてきたことで山積みされている国家的問題を我々は解決できてはいないのである。我々に欠けているのは法が行き届いていない問題であり、非民間的なnon-civil組織が活発に活動していることであり、マフィアのようなグループがのさばっていること、国会への厳しい規制などなどである。

（ターヘリー師はさらに1999年のテヘラン大学寮騒乱事件や1998年の海外在住イラン人や知識人の暗殺事件に触れて）2つの事件に絡む自警組織はイスラムの国際的な信用を汚した以外に得るところは何があったろうか？

と語った。

ターヘリー師の心情はまさに聖職者としてもう一度、イスラム革命の意義を見直してその枠内で民衆の利益を確保しようとしてきたことにある。彼の辞職はその努力が必ずしも報われないことがあらわになったとも言える。

国会議員290名の43パーセントにあたる125名が7月10日付けで同師に書簡を送って辞職を惜しみ、同師が誠実で、権力を乱用しない聖職者の一人であったこと、同師への共感的な指摘点が政界で聞き入れられるようになり、民衆の権利が守られるよう期待すると結んでいる。同日、議会最大与党の改革派、イスラム・イラン参加戦線（IIPF）は同師の考えに支持を表明した。これに対してケイハン紙は「ターヘリー師の文章スタイルを知っている人はこの書簡が彼の自作ではなく、内容の一部は彼の思想ではないとわかっている」と反論した。

ターヘリー師の金曜礼拝指導者辞任発表は聖職者による改革に限界があることを世に知らしめた。ハタミ師の改革が実態面で思うように進まないのも、自らが現在の支配層である高ランクの聖職者であることと無関係ではない。ケイハンの反応はターヘリー師が体制の中で行動や発言をするよう求めたものであり、改革派はターヘリー師の辞職を聖職者であるがゆえの挫折と捕らえているようである。

注

- 1 護憲評議会の権能に関しては憲法第4、68、69、72、85、91、92、93、94、96、97、98、99、108、110、111、112、118、121、177条の各条で言及されている。
- 2 ペトロパルス社の概要：1997-98年に英領バージン諸島で登記されたNIOC海外子会社（ただし40%はIndustrial Development & Renovation Organization）。業務は石油省と外資との仲介事業である。1997年から2001年までに、NIOCとロイヤルダッチシェルなどとの間で75億ドル程度の契約を仲介した。南パルスの天然ガス田開発でイタリアENIとの契約にも関与している。
- 3 例えば、国会経済委員会委員のホセイン・アンヴァリ議員は、「法案を護憲評議会の言うまま受け入れていたら、現行の投資法とは似ても似つかないものになってしまう、護憲評議会メンバーは修正案の内容に満足してはいたはず」と語っている。（IRNA 2001年12月4日）
- 4 憲法第40条条文：何人も他者を傷つけたり、公共の利益を損なって自己の権利を行使することはできない。
- 5 憲法第75条条文：政府案に対し議員が提出するところの、公共の収入の削減あるいは公共の支出の追加を含む法案、提案、修正案は、当該収入の削減あるいは当該支出の追加を補償する処置が特記されている場合に限り可能となる。
- 6 憲法第85条条文：資格権は個人に賦与されるものであって、他者への委譲はできない。国会は立法権を個人あるいは委員会に代理させることはできない。しかしながら、必要があれば何時でも、議会は憲法72条に従って特定の法律の立法権を自己の委員会に代理させることができる。その場合、当該法律は国会が定める特定期間中に暫定的に実行され、その法律の最終承認は国会の元に残る。同様に、国会は、憲法第72条に従い、管轄の委員会に、庁、公社、公団、あるいは政府所属組織の設立規則の確定承認に対する責任を代理させ、あるいはまた政府内の権限を委譲できる。その場合、政府の承認は国会の公的な宗教の原則と戒律、もしくは憲法と違うものであってはならず、この件の疑義については憲法96条に従い護憲評議会が決定する。さらに、政府の承認は国家の法令（複数）その他の一般規則に反してはならない。また、その実行にあたっては、国会議長は情報として（権限代理内容を）受けて問題の承認案件が前述のルールと相違しないことを吟味、意思表示しなければならない。

7 憲法第71条条文：国会は憲法規定に従った権能の限度内で、すべての事項につき立法できる。